

各 位

会社名 日本 KFC ホールディングス株式会社 代表者名 代表取締役社長 判治 孝之 (コード番号 9873 東証スタンダード市場) 問合せ先 取締役専務執行役員 金原 俊一郎 TEL.(045)-307-0605

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022 年 6 月 22 日開催予定の第 53 期定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第 16 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、 本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、以下のとおりであります。(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 歉	変更後の定款案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考資料、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係わる情報を、法令省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(電子提供措置等) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことがで
〈新設〉	(<u>附則</u>) 1. 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。 3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 22 日 (予定) 定款変更の効力発生日

2022年6月22日(予定)

以 上